

被扶養者現況表

個人番号あり用

個人番号が付与されない方は別様式の現況表を提出してください

※この現況表は個人番号を有する認定対象者用です。
なお、高校生以下で続柄が「子」の申請の際は添付は不要です。

※記入後に訂正をする場合は必ず「被保険者本人」の訂正印が必要となります。提出後に訂正及び記入漏れがあった場合は一旦返戻させていただきます。

A 健康保険被保険者証		B 勤務先名称 被保険者本人氏名	C 認定対象者の氏名	D 続柄 例:妻・長男・長女	E 年齢	F 職業	G 昨年一年間の収入総額 (自営業の方は所得)	H 今後の収入月額	I 同居・別居 区分
記号	番号								
			※住民票と同一の氏名		歳	a. パート・アルバイト c. 学生 d. その他 b. 無職 年 生	円/年	これから 円/月	同居・別居

【1】から【10】の該当する全ての項目に してください。

■認定対象者の状況について

【1】申請する理由 ※認定対象者(Cの方)自身の申請理由を選択してください。

a. 被保険者の取得に伴う申請

b. 被保険者との婚姻に伴う申請 婚姻日 (年 月 日)

c. 認定対象者の退職に伴う申請 退職日 (年 月 日)

d. 認定対象者の転職・雇用契約変更による申請 (年 月 日) から

e. 雇用契約変更を伴わない収入減少

f. 失業給付受給終了に伴う申請 受給終了日 (年 月 日)

g. その他 事実発生日 (年 月 日)

必ず申請理由を詳しくご記入ください

【2】認定対象者の配偶者の収入状況 (認定対象者のD続柄が「妻」「夫」の場合は記載の必要はありません)

配偶者なし

配偶者あり 昨年の収入(円/年)、現在の収入(円/月) ※年金収入含む

■認定対象者の収入状況について 【7】のみ該当の方は記入不要

【3】雇用保険(失業給付)の受給状況

受給なし (権利無し又は手続きをしない) 受給あり及び受給予定

a. これから申請する 申請予定 (年 月頃)

b. 申請中又は受給中

申請年月日 (年 月 日)

受給開始日 (年 月 日)

基本手当日額 (円) × 30 = (円/月)

c. 受給延長中 (年 月 日) まで延長予定

【4】給与・不動産などの収入

収入なし 収入あり

a. 給与収入(パート・アルバイト含む) 月額 (円)

b. 家賃・不動産などによる収入 月額 (円)

c. その他の収入 (円) 月額 (円)

【5】休業給付等の受給 (傷病手当金 等)

受給なし

受給あり () 日額 (円) × 30日 = 月額 (円)

【6】年金等の受給 (諸控除前の金額を記入してください)

受給なし 受給あり

a. 厚生年金 (老齢 ・ 障害 ・ 遺族) 月額 (円)

b. 国民年金 (老齢 ・ 障害 ・ 遺族) 月額 (円)

c. 共済年金 (退職 ・ 障害 ・ 遺族) 月額 (円)

d. 個人年金 月額 (円)

e. 企業年金 月額 (円)

f. 基金 (厚生年金 ・ 国民年金 ・ 農業者年金) 月額 (円)

g. その他 () 月額 (円)

合計月額(【3】~【6】の合計) 0円
でも記入 円/月

【7】昨年の所得状況 (下記に該当する場合のみ記入してください)

自営業、フリーランス 年間所得金額 (円)

利子・配当金などによる所得 年額 (円)

■送金及び援助の状況について

【8】別居の場合の被保険者本人からの送金(認定対象者のD続柄が「配偶者」「子」の場合は記載の必要はありません)

送金額(一ヶ月 円)

※後日、被扶養者資格確認時に認定対象者への送金額が分かる書面をご提出いただきます(振込明細写しなど。手渡し不可)

【9】被保険者以外からの生活費の援助について

金額 (円/月) 間柄 ()

■被保険者本人の配偶者について(認定対象者のD続柄が「子」の場合記載してください)

【10】被保険者本人の配偶者の収入状況

配偶者なし

配偶者あり 昨年の収入(円/年)、現在の収入(円/月) ※年金収入含む

必ず「チェック」が必要です。チェックのないものは受付できません。

裏面の注意事項を一読し、内容を確認しました。被扶養者認定基準を満たすので申請します。

健康保険組合理事長 殿

上記の通り相違ありません。なお、事実と相違していたことが判明した場合には、被扶養者の認定取消を了承し支払われた医療給付費について返納をいたします。

平成 年 月 日 被保険者本人氏名 (印)

※本人の自署に限り捺印の省略可能

個人番号あり用

個人番号が付与されない方は別様式の現況表を使用してください

●被扶養者の認定申請をされる方への注意事項
必ずご一読のうえ「被扶養者現況表」を記入してください。

被扶養者となるための条件

- ・被保険者の三親等内の親族であること。
- ・認定対象者が主として被保険者の収入で生計を維持していること。
- ・認定対象者の収入が年間130万円未満（60歳以上または障害年金の受給要件に該当する程度の障害がある方は180万円未満）であること。
なおかつ、同居の場合は収入が被保険者の年間収入の1/2未満の収入金額であること。また、別居の場合は収入が被保険者からの送金額より少ないこと。
※上記の条件を全て満たしたうえで世帯関係や収入状況に応じて総合的に判断し当組合が認定します。

◆認定日について◆

事実発生日から1か月以内の受付 → 事実発生日まで遡り認定

事実発生日から1か月を超える受付 → 原則組合で確認がとれた日付で認定

◆記入の方法◆

下記を参考にして被保険者ご自身で正しく記入してください。

記入後に訂正をする場合は必ず「被保険者本人」の訂正印が必要となります。

提出後に訂正及び記入漏れがあった場合は一旦返戻させていただきます。

1. ㉠は、保険証をご覧ください記入してください。
2. ㉡から㉣については、認定対象者について記入してください。
3. ㉤は、被保険者との続柄を記入してください。「子」の場合には長男、長女など詳しく記入してください。
4. ㉦で、「その他」に該当する場合は具体的に記入してください。
5. ㉧及び㉨は源泉等徴収前の総収入を記入してください。㉨は申請日を基準としてこれから1か月間の見込み収入金額を記入してください。
自営業者、フリーランス、利子、配当金等の所得は㉧のみに金額を記入し㉨の記入は必要ありません。

認定対象者の状況について

【1】申請する理由

認定対象者自身の申請理由にチェックし、その事実発生日を記入してください。また選択肢にない場合は「g その他」に、具体的かつ詳細に理由を記入してください。

【2】認定対象者の配偶者の収入状況

配偶者「あり」の場合の収入金額は、源泉等徴収前の総額を記入してください。

認定対象者の収入状況について

全ての収入について正確に記入してください。

給与収入者は、所得金額ではなく源泉等徴収前の総収入を記入してください。

【3】雇用保険（失業給付）の受給状況

失業給付金は収入となります。受給金額が日額3,612円（60歳以上は5,000円）以上の場合は被扶養者になれません。

【7】昨年の所得状況

自営業等、項目に該当する方のみ記入してください。昨年1年間の金額を記入してください。自営業者は、課税（非課税）証明書および確定申告書（税務署受付印のある写）の総収入から、必要経費を差引いた 所得金額 を記入してください。

送金及び援助の状況について

【8】別居の場合の被保険者本人からの送金

振込明細などをご覧になり正確に記入してください。なお、後日実施する「被扶養者資格確認」時に送金額の分かる書面の提出をお願いしますのでその事実が確認できる書類の保管をお願いします（手渡し不可）。

被保険者本人の配偶者について

【10】配偶者「あり」の場合の収入金額は、源泉等徴収前の総額を記入してください。

◆被保険者の方へお願い◆

この被扶養者現況表は健康保険被扶養者認定の判断をするための重要な確認書類となります。記入の際は誤りのないよう正しく記入してください。

後日、被扶養者資格確認時には必要書類の提出をお願いします。その際に故意に偽りの申請をしたことが判明した場合は被扶養者申請自体が無効となります。なお、認定後に被扶養者の要件を満たさなくなった場合はその事由の発生時に削除手続きが必要です。併せてご承知おきください。

以上を確認いただき表面の被扶養者現況表を記入し 及び署名捺印のうえ提出してください。